

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（１日未満で完了する作業の積算）

- 第４条** １日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- ２ 受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - ３ 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ４ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ５ 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第５条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- ２ 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第６条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- ２ 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第７条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用

トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第8条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

第10条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日 (土日)

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(本工事の特記仕様事項)

第 1 1 条 本工事における特記仕様事項は、別記のとおりとする。

特記仕様書（別記）

第1章 工事内容

1. 工事概要

本工事は、蒲生田樋門の開閉装置取替を行う工事で、その概要は次のとおりである。

- (1) 開閉装置取替 N = 1 基

2. 工事範囲

- (1) 工事の施工範囲は、工事概要に示す設備の製作、輸送、据付までの一切とする。
- (2) 既設の蒲生田樋門の開閉装置の撤去。

3. 適用規格

本工事の設計・製作・据付に対しては下記規格及び基準に基づいて行うものとする。

- 1) 徳島県農林土木工事共通仕様書（徳島県）
- 2) 徳島県農林土木工事施工管理基準（徳島県）
- 3) 施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）
- 4) 施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）
- 5) 土地改良事業計画設計基準（農林水産省）
- 6) 土地改良施設管理基準（農林水産省）
- 7) 鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）（農林水産省）
- 8) 労働安全衛生規則（厚生労働省）
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生労働省）
- 10) 日本工業規格（JIS）（日本規格協会）
- 11) その他関連法規、基準、規格、規定、指針など

第2章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 安全対策

本工事は交通誘導員を3名計上しているが、現地の交通状況等により別途必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

2. 関係機関との調整

受注者は通行制限等について、必要な調整を行わなければならない。

第3章 提出図書等

1. 提出図書

提出図書は、A4 版の装丁とし、監督員が指定する日までに次に示す部数を作成し監督員に提出するものとする。

- 1) 承諾図書 提出部数 1 部

2) 完成図書 提出部数 1 部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

第 4 章 仮設

1. 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 指定仮設

該当なし

3. その他

(1) 本工事は、機器の搬出入があるため、既設構造物、機器などに損傷を与えないようにすること。

(2) 仮現場事務所

現場事務所にて必要な水道、電力、その他必要な資機材は一切受注者の負担とする。

第 5 章 設計

1. 施設諸元

(1) 排水樋門

1) 形 式	ステンレス製スライドゲート
2) 設 置 数	2 門（本工事は 1 門分のみ開閉装置取替）
3) 純 径 間	1.500m
4) 有 効 高	2.050m
5) たわみ度	1/800 以下
6) 水密方式	後面 4 方水密方式
7) 開閉方式	手動ラック式
8) 操作方式	人力（巻上所要人力 100N 以下）
9) 許容荷重	30.0kN
10) 開閉速度	14.2cm/30rev
11) 全減速比	1/95.70

2. 材料

主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

3. 施設構造

(1) 開閉装置はラック式を使用し、ダイヤル式開度計を内蔵した構造とする。なお、ラック棒は既設流用とする。

(2) 開閉装置には降下速度が調整可能な遠心ブレーキを使用した自動降下機構を備えたもの

とする。塗装はメーカーの標準仕様とする。

4 購入品

本工事で使用する購入品は、JIS 又はその他関係する規格、基準に適合した機器を使用し、その構造、性能、機能、品質については、受注者が責任を持つものとする。

5. 付属品

- (1) 付属品 必要な物・・・1 式

第 6 章 試験及び検査

1. 一般

- (1) 本工事の段階確認の方法、日程については、監督員と協議するものとする。

2. 工場検査

- (1) 試験、検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。
(2) 試験、検査に要する費用については、受注者の負担とする。

3. 現場検査

- (1) 監督員は、受注者の工場内において立会検査を行うことがある。
(2) 工場検査は、工場製作完成時に外観検査、溶接検査、寸法検査、機能試験及びその他必要と認められるものについて、監督員の立会のもとに実施する。
(3) 発注者の都合により監督員が立会できない場合は、社内検査成績書等を提出し監督員の承諾を得ることとする。

第 7 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。